

ご利用の手引き

WEB版 新・相続対策マスター Ver.3.3

■ こんなことができます ～全体像とポイント～	P 1
■ 目次	P 3
■ はじめに	P 4
■ 概要	P 5
■ ログイン方法	P 6
■ 基本操作	P 7
■ シミュレーション(入力)手順	P 10
<hr/>	
ステップ1 基本情報の入力	P 11
<hr/>	
ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択	P 16
<hr/>	
ステップ3 相続財産の一覧	P 17
<hr/>	
ステップ4 相続財産の分割情報	P 22
<hr/>	
ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額	P 23

① 家族情報の収集

聞きにくい項目も質問で聞き出せる

④ 財産分割

「誰に」「何を」「いくら」
渡したいのかを自由に設定できる

被相続人の希望で分割を
何度でもやり直しが可能!



② 家族構成図

四世代にわたる家族構成図の表示、
法定相続人と法定相続分の確認が
できる



家族関係・相続分の問題点が見つかる



③ 簡易財産入力

時価と評価額が入力できる

時価入力ができるので、
評価額との違いが分かる



⑤ 結果画面 相続税額と手取り額、納税不足額など算出できる

各人の相続税額および納税資金不足額						
	合計額・万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の相続財産額	52,600	14,000	30,600	2,000	2,000	2,000
各人の課税価格	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,000
各人の相続税額	6,135	1,192	3,578	340	340	340
実際の納付税額	4,942	0	3,578	340	340	340
手取り額	47,657	14,000	27,021	1,659	1,659	1,659
換金性資産額	16,000	8,000	0	2,000	2,000	2,000
納税資金不足額	3,578	0	3,578	0	0	0
不足額を補う 生命保険金額	3,757	0	3,757	0	0	0
財産不足を補う 現金・預金不足額	5,672	0	4,104	391	391	391

生命保険の活用
表示・非表示

- 生前贈与
- 一時所得形態
- 遺留分侵害額
- 納税猶予
- 二次相続
- 遺族生活資金
- 生命保険の活用 非表示
- 連帯保証債務とは?

分割情報へ戻る

印刷用PDF

生前贈与

贈与を使った場合と使わない場合の税額比較



遺留分侵害額

遺留分侵害の有無と、侵害額を計算



二次相続

配偶者自身の財産を含めた二次相続額を計算



連帯保証債務の解説

印刷用PDFの作成

一時所得形態

保険契約の「相続型」と「一時所得型」の比較



納税猶予

自社の納税猶予制度を活用した場合の税額比較



遺族生活資金

遺族の生活資金の不足額を計算



相続における問題点が明確になり、
解決策を導くことができるシミュレーションです！！

目次

■ こんなことができます ～全体像とポイント～	P 1
■ 目次	P 3
■ はじめに	P 4
■ 概要	P 5
■ ログイン方法	P 6
■ 基本操作	P 7
■ シミュレーション(入力)手順	P 10
<hr/>	
ステップ1 基本情報の入力	P 11
<hr/>	
配偶者の質問と、その選択状況による子どもの質問	P 11
子どもの生死と孫の質問	P 13
養子の質問	P 13
孫養子の質問	P 13
両親の質問	P 14
兄弟姉妹の質問	P 14
家族以外の質問	P 14
<hr/>	
ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択	P 16
<hr/>	
ステップ3 相続財産の一覧	P 17
<hr/>	
自社株の入力	P 18
死亡退職金の入力	P 20
生命保険金の入力	P 20
<hr/>	
ステップ4 相続財産の分割情報	P 22
<hr/>	
ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額	P 23
<hr/>	
①生前贈与による税額比較	P 24
②一時所得形態による税額比較	P 25
③遺留分侵害額	P 27
④納税猶予の活用	P 28
⑤二次相続の簡易計算	P 33
⑥配偶者の遺族生活資金	P 34
⑦印刷用PDF	P 35

はじめに

WEB版 新・相続対策マスター(以下「本シミュレーション」)をご利用いただくにあたり、下記について、あらかじめ承諾された上で本シミュレーションをご利用ください。

- 本シミュレーションの計算結果はあくまでも概算です。従って、実際の税額等を保証するものではありません。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- 本シミュレーションに起因して利用者およびその他第三者に損害が発生しても、株式会社シャフトおよび本シミュレーションの監修者は一切の責任を負いません。
- 本シミュレーションのバージョンアップにより、記載している画面が変更になる場合がございます。

また、本シミュレーションはFP塾プレミアム会員(以下「FP塾会員」)のみの特典となります。必ずFP塾サイトにログインしてからアクセスしてください(「ログイン方法」ページ参照)。

● 動作環境

本シミュレーションでは、下記環境でのご利用を推奨しております。
記載されていない端末の動作は保証しておりませんのでご了承ください。

動作環境	iPad
画面解像度	解像度1024×768ピクセル以上 (アスペクト比 4 : 3を推奨)

- ※パソコンで使用される場合は、最新ブラウザをご利用ください。
- ※タブレットで使用される場合は、「標準ブラウザ」を推奨しています。

概要

● ポイント

- 家族構成図によって、相続人と被相続人との間の問題点を顕在化します。
- 相続人一人ひとりの相続税額の概算を計算します。
- そのための換金性資産は足りるのか？納税資金の不足分はいくらかを計算します。
- 相続人ごとの財産を全額守るために、それぞれいくらの生命保険金が必要なのか？を試算できます。（相続財産完全防衛額を相続人ごとに算出できるのは業界初！）
- 納税対策に生命保険を活用する場合、相続型と一時所得型でどちらが有利か確認できます。
- 遺産分割において、相続人個々の遺留分侵害額を計算します。
- 自社株の納税猶予制度を活用した場合、納税猶予額と猶予後の相続税額を試算します。
- 「持分あり社団医療法人」において、「持分なし医療法人」に移行するか否かにより、出資評価額を相続財産に加えるかを決められます。
- 二次相続の税額の概算を計算します。具体的には、配偶者が引継いだ相続財産に配偶者自ら所有する財産と小規模宅地等の特例における適用可否の選択による差額分を考慮して二次相続税額を計算します。
- 配偶者が今後生活していく上で、遺族の生活資金がいくら不足しているのか？を計算します。

● 特徴

- ◎ 対話式だから入力が簡単
- ◎ 四世代にわたる家族構成図の中で、相続税法上の法定相続人と相続分の特定が可能
- ◎ 先の配偶者と非嫡出子も表示可能
- ◎ シンプルなビジュアルで非常に分かりやすい
- ◎ 被相続人の希望による財産分けが試算可能
- ◎ 個々の財産完全防衛額(生命保険準備額)を表示
- ◎ 万円・千円の単位切替えが可能
- ◎ 簡易な二次相続税額の算出が可能
- ◎ 生前贈与シミュレーションによる簡易な税額比較を表示
- ◎ 生命保険を活用した簡易な税額比較(相続型・一時所得型)を表示
- ◎ 2018年度の税制改正において創設された「特例事業承継税制」に対応

ログイン方法

FP塾会員の方は、必ずFP塾サイト(ログインフォーム)にログインしてからアクセスしてください。
URL : <https://www.fp-school.com/>

- ① FP塾サイトにアクセスして、
ユーザーID、パスワードを入力



- ② FP塾会員サイトにログイン後、
[シミュレーション] をタップ



- ③ [新・相続対策マスター] をタップ
※別タブで起動

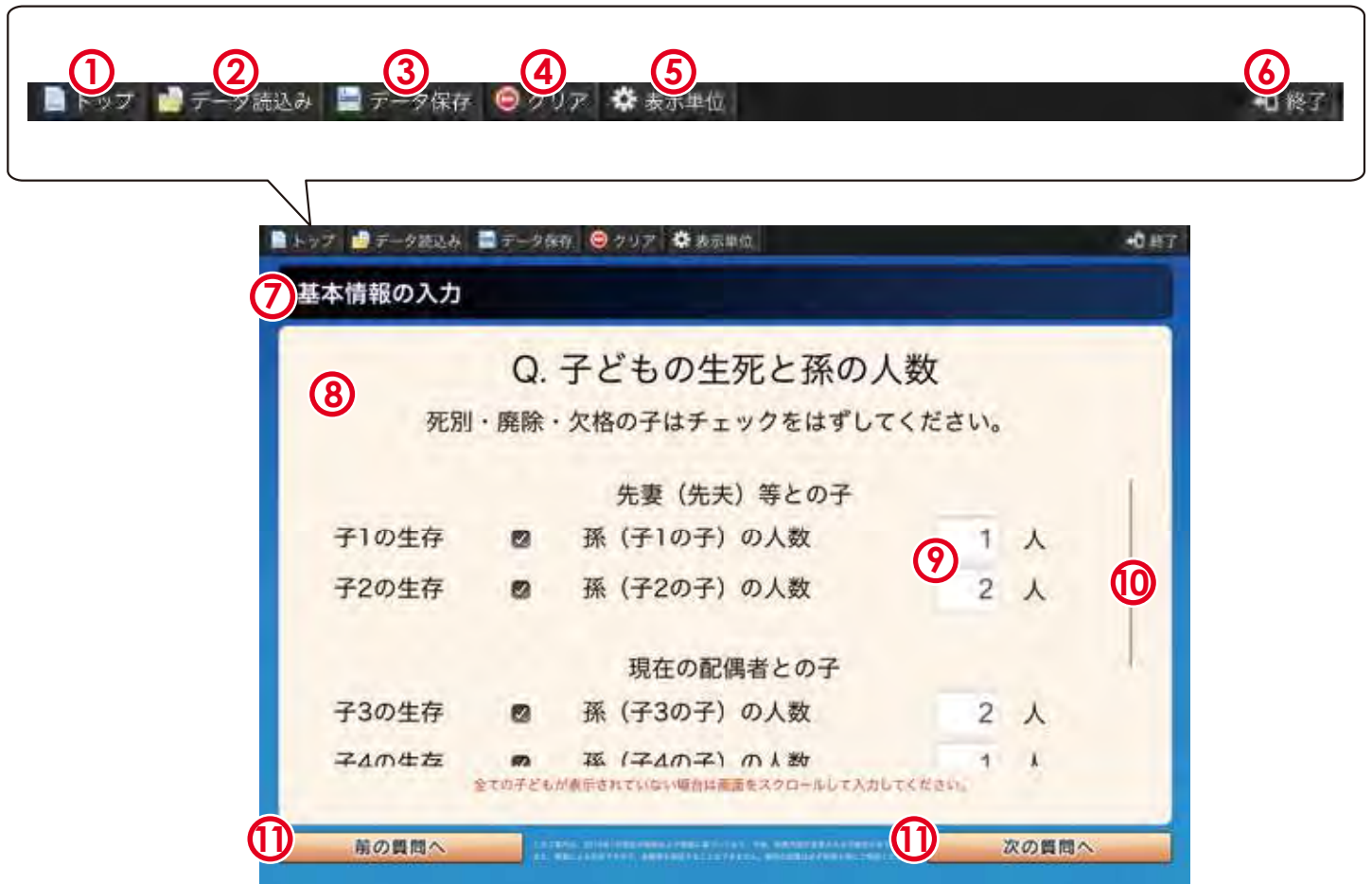


- ④ [START] をタップ



シミュレーション開始

基本操作



■ メニューバー

- ① **トップ**
スタート画面に移行できます。
- ② **データ読み込み**
保存されたデータの一覧が表示され、データの呼出しとデータ削除ができます。
- ③ **データ保存**
入力された情報を保存することができます。
- ④ **クリア**
入力された情報がリセットされ、スタート画面に移行します。
- ⑤ **表示単位**
金額の入力・表示単位を万円と千円に切替えができます。
- ⑥ **終了**
本シミュレーションを終了し、画面が閉じます。

■ 画面

⑦ タイトルバー

表示されている画面のタイトルが表示されます。

⑧ 表示画面

⑨ 数値入力

背景色が白色のエリアをタップすると数値が入力できます。

必ず、**半角数字で入力**してください。

⑩ スクロールバー

画面スクロールが必要な場合、表示されます。

⑪ 画面移行ボタン

■ 各種ボタン



選択ボタン

選択ボタンエリアのどれか一つをタップすると選択できます。



チェックボタン

タップする毎にチェックの有無が変わります。



解説ボタン (※)

ボタンをタップするとその項目の解説画面が表示されます。



自社株の入力

入力ボタン (※)

ボタンをタップすると入力画面が表示されます。

他に [死亡退職金の入力] [生命保険金の入力] ボタンがあります。



閉じるボタン

入力された数値が反映されずウィンドウが閉じます。

入力金額の解説

ボタンをタップすると解説画面が表示されます。(※)

要件確認

計算

ボタンをタップすると入力された数値で計算され、結果が更新されます。

決定

入力された数値が反映され、ウィンドウが閉じます。

戻る

画面移行ボタン

一つ前の画面に戻ったり、次の画面に進んだりできます。

次の質問へ

(※) ポップアップ画面が表示

シミュレーション(入力)手順

本シミュレーションは2つの大きなステージから成り立っています。

1. 被相続人の家族構成(家族以外も含む)を入力することから法定相続人を自動判別、法定相続分を自動計算します。
2. 財産一覧の入力と、各相続人の分割額を決めることにより、一人ひとりの相続税額等を概算計算します。
また、相続税の関連資金(※)も同時に計算されます。

(※)生前贈与(暦年贈与)した場合の税額比較簡易シミュレーション。生命保険を活用した場合の相続型と一時所得型の税額計算。遺留分侵害額の計算。自社株の納税猶予額の計算(特例納税猶予にも対応)。持分あり社団医療法人の納税猶予適用有無の判断。二次相続税額の簡易計算。遺族の生活資金計算。

● 手順

ステップ1 基本情報の入力

配偶者の有無や子どもの人数、養子、親族以外の人などを質問形式で入力します。

ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。
また、この画面では法定相続人以外の親族で財産を相続させたい人を再度選択することができます。選択すると表示の一部がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。

ステップ3 相続財産の一覧

相続対象となる被相続人の財産を、土地・建物、自社株や預貯金等の種類ごとに入力します。なお、土地・建物に関しては、小規模宅地特例の適用前および適用後の額を入力、自社株・死亡退職金・生命保険金については専用の入力画面を用意しています。(現在加入している生命保険を見直す場合には生命保険欄は入力しないでおきます)

ステップ4 相続財産の分割情報

ステップ2で決定した相続人に、ステップ3で入力した財産をそれぞれに分割して入力します。誰に、いくら渡すのかは自由に設定できます。一つの財産を複数の相続人に分割もできます。(死亡退職金・生命保険金については受取人を選択後に決定してください)

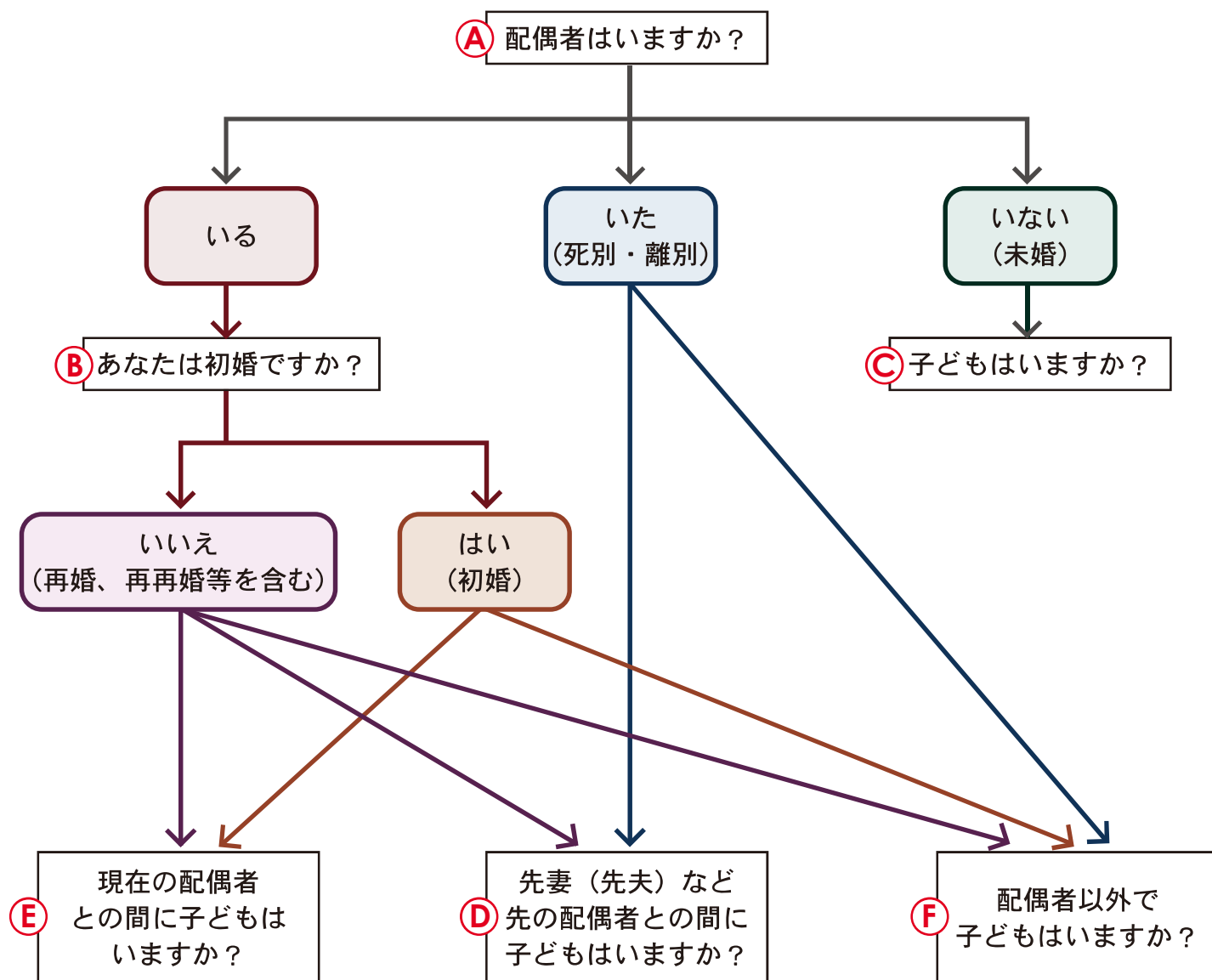
ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額

ステップ4で入力した分割情報に基づき各人の相続税額が表示されます。
同時に、相続税を支払うための資金(納税不足分および財産完全防衛額)も表示されます。
また、ここから遺留分侵害額、相続税・贈与税の納税猶予額、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することや、生前贈与による税額比較、二次相続の簡易計算、生命保険を活用した税額比較もできます。

ステップⅠ 基本情報の入力

ここでは、被相続人の家族構成を続柄ごとに質問形式で答えて入力していきます。
各画面に表示される質問の内容を確認し、該当する項目を選択・入力してください。

■ 配偶者の質問と、その選択状態による子どもの質問



Q.配偶者の質問

Q.子どもの質問

基本情報の入力

A Q. 配偶者はいますか？
 いる いた（死別・離別） いない（未婚）

B Q. あなたは初婚ですか？
 はい（初婚） いいえ（再婚、再再婚等を含む）

Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？
 はい いいえ

戻る 次の質問へ

基本情報の入力

C Q. 子どもはいますか？
（亡別・再婚・再再婚等の場合は選択してください）
 いる（死別・喪失・欠格を含む） いない
 「いる」場合のその人数 1 人

戻る 次の質問へ

この質問以降、子どもの相続人名は、**D****E****F**の順に、子1、子2、子3…となります。
 家族構成図でご確認ください。

基本情報の入力

D Q. 先妻（先夫）など先の配偶者との間に子どもはいますか？
 いる（死別・再婚・欠格を含む） いない
 「いる」場合のその人数 2 人

E Q. 現在の配偶者との間に子どもはいますか？
（結婚前の連れ子も親子として認める場合は選択してください）
 いる（死別・喪失・欠格を含む） いない
 「いる」場合のその人数 2 人

F Q. 配偶者以外で子どもはいますか？
（亡別・再婚・再再婚等の場合は選択してください）
 いる（死別・喪失・欠格を含む） いない
 「いる」場合のその人数 1 人

戻る 次の質問へ

< 遺族生活資金 >

『Q配偶者はいますか？』の質問に対し、[いる]を選択した場合、配偶者の遺族生活資金の不足額を求めることができます。[はい]を選択し、配偶者の生年月日と月間希望生活費を入力します。なお、遺族生活資金は「各人の相続税額および納税資金不足額」画面(ステップ5参照)からも入力・変更することができます。

基本情報の入力

Q. 配偶者はいますか？
 いる いた（死別・離別） いない（未婚）

Q. あなたは初婚ですか？
 はい（初婚） いいえ（再婚、再再婚等を含む）

Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？
 はい いいえ

戻る 次の質問へ



基本情報の入力

Q. 配偶者はいますか？
 いる いた（死別・離別） いない（未婚）

Q. あなたは初婚ですか？
 はい（初婚） いいえ（再婚、再再婚等を含む）

Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？
 はい いいえ

生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日

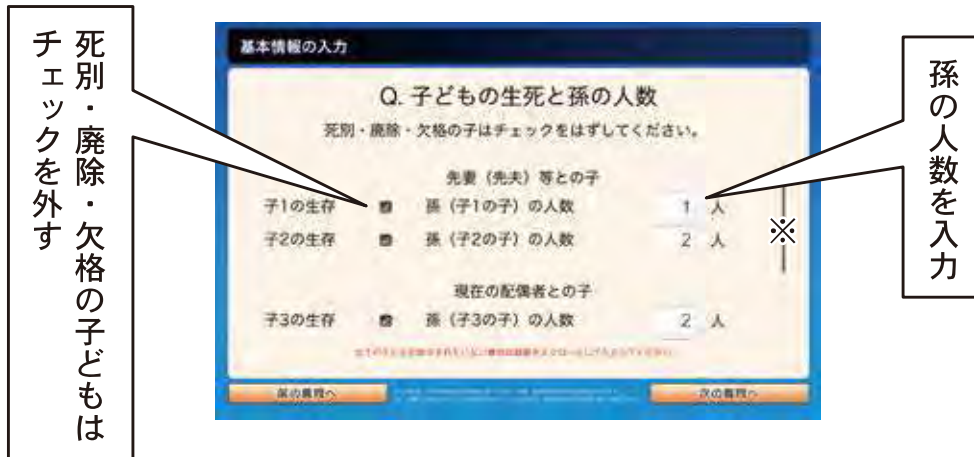
月間希望生活費 45 万円

戻る 次の質問へ

子どもの質問以降は[次の質問へ] ボタンをタップすることにより、孫→養子→孫養子→両親→兄弟姉妹→甥・姪→家族以外の順に質問をおこないます。

■ 子どもの生死と孫の質問

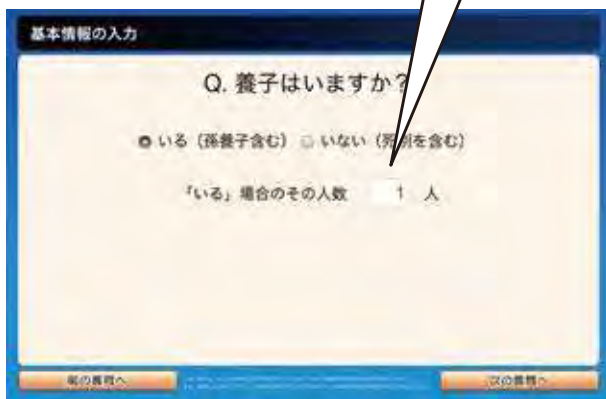
子どもが1人以上 [いる] 場合、その子どもの生死と孫の人数が入力できます。
先妻（先夫）等との子、現在の配偶者との子、配偶者以外との子の該当する子どもの順となります。



■ 養子の質問

養子の人数を入力してください。
死別された養子の人数は [いる] の人数に含みません。

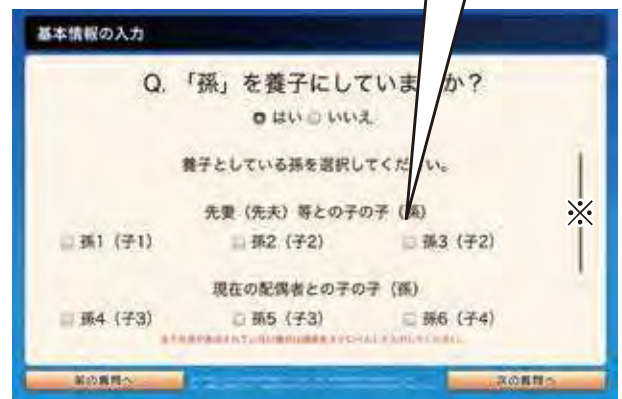
生存している養子で
孫養子を含む人数を入力



■ 孫養子の質問

『Q. 「孫」を養子にしていますか？』の質問に対し、[はい] を選択した場合、どの孫かを選択してください。
先妻(先夫)等との子の子、現在の配偶者との子の子、配偶者以外との子の子の該当する孫の順に表示されます。

養子としている孫にチェックを入れる



※ 全て表示されない場合は画面をスクロールしてください

■ 両親の質問

[いる] 場合、選択項目が表示される

■ 兄弟姉妹の質問

[いる] 場合、被相続人本人は人数から除き、死別を含む人数を入力

子、孫、養子、両親のうち、[いる]に該当する人が1人もいない場合は、甥・姪の質問画面となります。

死別・欠格の兄弟姉妹はチェックを外す

甥・姪の人数を入力

■ 家族以外の質問

ご家族以外に財産を渡したい方がいる場合は [いる] を選択し、人数を入力してください。親族とは、六親等以内の血族、三親等以内の姻族となります。

[いる] 場合、親族または親族以外の方の人数を入力

事業承継における後継者がご家族以外の場合は、[いる]を選択してください。

ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。

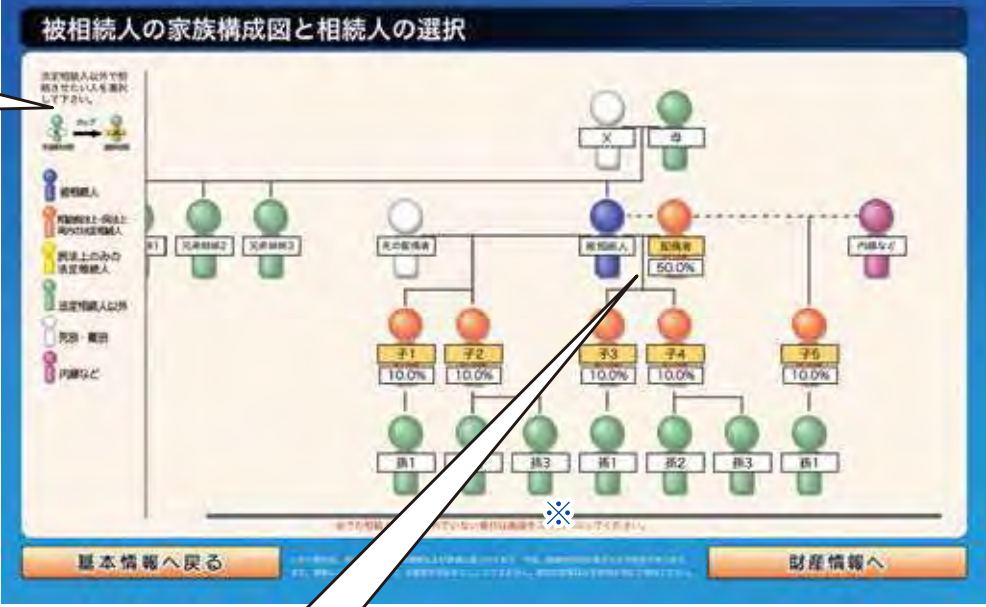
【相続人種別】

法定相続人以外で相続させたい人を選択してください。

母
→
母

未選択状態 選択状態

- 被相続人
- 相続税法上・民法上両方の法定相続人
- 民法上のみの法定相続人
- 法定相続人以外
- 死別・離別
- 内縁など

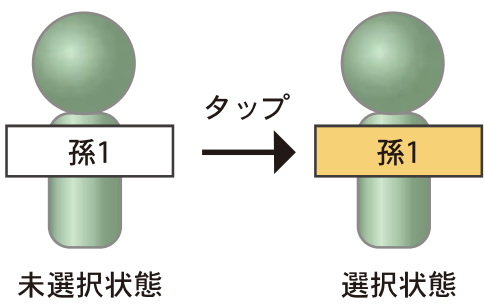


※ すべての相続人が表示されていない場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

配偶者

50.0%

- 法定相続人(色により異なる)
- 被相続人との続柄
- 相続税法上の法定相続分割合



上記、家族構成図内の法定相続人以外の方にも財産を相続させる設定ができます。財産を渡したい人のアイコン(人形)をタップすると被相続人との続柄の表示部分がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。

先の配偶者や内縁などの方は選択できません。財産を相続させたい場合は「家族以外に財産を渡したい親族以外の方」として入力してください。(直前の質問ページ)

ステップ3 相続財産の一覧

ここでは、被相続人の財産を種別ごとに相続税評価額に直接入力します。土地・建物については小規模宅地等の特例適用前の額を財産額欄に入力し、小規模宅地等の特例適用後の額を相続税評価額欄に入力します。自社株(出資評価額)・死亡退職金・生命保険金については、それぞれ専用の入力画面を用意しています。

ボタントップ時解説画面が表示

小規模宅地等の特例適用前の額を直接入力

小規模宅地等の特例適用後の額を直接入力

財産の種類	財産の評価額の参考	財産額	相続税評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税標準を参照	5,000 万円	1,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税標準を参照	12,000 万円	2,400 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税標準を参照	小規模適用前 万円	小規模適用後 万円
自社株(出資評価額)	特例あり・相続税の特例給付額が適用される場合は入力	自社株の入力	16,000 万円
上場株式・有価証券	課税時価の最終価格もしくは直前3か月の月平均値のいずれか低い方・無券株式数		2,000 万円
預貯金	解約時手取金額		6,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	死亡退職金の入力	8,000 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である	生命保険金の入力	0 万円
自社法人への貸付金	自社法人への貸付金やその他の貸付金		2,600 万円
その他の財産	財産一式のおよその価格(その他、宝石・貴金属・絵画・ゴルフ会員権など)		1,000 万円
▲借入金等	被相続人個人の名義借入(被相続人が連帯保証している保証債務は除く)		0 万円
		合計	52,600 万円
			36,000 万円

財産の評価額欄に直接入力(必ず半角英数で数値入力)

①自社株(出資評価額)・②死亡退職金・③生命保険金については、それぞれの項目にあるボタンをタップし専用の入力画面内で入力してください

㊤ 自社株の入力

ここでは、株式会社・特例有限会社の自社株評価額または医療法人の出資評価額を計算します。

■ 【株式会社・特例有限会社】の場合

1株あたりの評価額、被相続人の持株数、発行済株式総数を入力してください。

自社株の持分評価額が計算されます。

また、後継者を選択し、後継者が既に取得している株式数を入力してください。

特例事業承継制度の要件を満たしている場合(解説画面を参照)、納税猶予額が「納税猶予の活用」画面(ステップ5の㊤)で計算されます。

後継者の指定
(親族以外の場合は、
14ページに記載の
「家族以外の質問」
で入力が必要)

入力金額の解説
(簡易評価額)

自社株の持分評価額が
自動計算表示

特例事業承継制度に
関する解説

※ 全て表示されない場合は表示エリア内をスクロールしてください

⚠ 注意事項

本シミュレーションでは、特例事業承継税制については「被相続人である1名の株主から、後継者1名(推定相続人等以外を含む)の承継パターン」に対してのみ、対応しています。

また、特例事業承継税制・一般事業承継税制を適用するにはいくつかの要件があります。

概算シミュレーションの都合上、29ページに記載の2点に絞って条件設定しております。

それらの条件が満たされていない場合、確認メッセージ、またはエラーメッセージが表示され、シミュレーションをおこなうことができません。

■ 【医療法人】の場合

持分あり社団医療法人(経過措置型医療法人)であり、かつ、「持分なし」医療法人への移行を考えていない場合は、出資額(資本金)合計と被相続人の出資割合、貸借対照表の純資産合計を入力してください。出資評価額が計算されます。

「持分なし」医療法人の場合、または「持分なし」医療法人への移行を考えている場合は、出資評価額が「0」円となります。

自社様 (出資評価額)

株式会社・特例有限会社
 医療法人

持分あり社団医療法人(経過措置型医療法人)ですか?

はい
 いいえ

「持分なし」医療法人に移行を考えていますか?

はい
 いいえ

出資額(資本金)合計	10,000	万円
被相続人の出資割合	20	%
貸借対照表の純資産合計	30,000	万円

6,000 万円

医療法人の出資評価額が自動計算表示

② 死亡退職金の入力

ここでは、死亡退職金の受取人指定と退職金額を入力します。

受取人	退職金額	評価金額
★配偶者	8,000 万円	5,000 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円

評価金額は入力金額ではなく、非課税限度額 (*1) 控除後の金額が自動計算表示 (*2)

(*1) 非課税限度額
= 500万円 × 相続税法上の法定相続人の数

受取人への実際の支払金額を入力

$$(*2) \text{ 各人の評価金額} = \text{各人の退職金額} - \left(\text{非課税限度額} \times \frac{\text{各人の退職金額}}{\text{退職金合計額}} \right)$$

死亡退職金の受取りは通常、配偶者や指定された相続人など1人です。しかし配偶者がなく、子どもが複数いて指定されていない場合などには退職金を相続人である子ども全員で均等に分けることとなりますので、その場合は相続人である子ども全員に退職金を均等に分けた金額を入力してください。
死亡退職金の受取人は、法定相続人のみとなります。

③ 生命保険金の入力

ここでは、生命保険金を入力します。
被相続人が「契約者」かつ「被保険者」である契約形態が対象となります。
現在加入している生命保険を見直す場合には、生命保険欄は入力しないでおきます。

受取人	保険金額	評価金額
★配偶者	5,000 万円	2,500 万円
★子1	1,000 万円	500 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円

評価金額は入力金額ではなく、非課税限度額 (*1) 控除後の金額が自動計算表示 (*3)
法定相続人ではない相続人の評価金額は、入力金額が自動表示

各相続人の実際の受取保険金額を入力

$$(*3) \text{ 各人の評価金額} = \text{各人の保険金額} - \left(\text{非課税限度額} \times \frac{\text{各人の保険金額}}{\text{保険金合計額}} \right)$$

ステップ4 相続財産の分割情報

ステップ3で入力した財産を、各相続人の分割額に応じて入力します。

入力する際、各財産項目ごとに表示される評価額(「相続財産の一覧」で入力した金額)と分割入力した金額の合計額が一致するように入力します。
(一致しない場合は、エラーメッセージが表示されます)

なお、土地・建物については小規模宅地等の特例適用後(相続税評価額)の分割額を入力してください。

また、死亡退職金と生命保険金額については受取人を既に入力(決定)しています(ステップ3で入力済み)ので、あらかじめその評価額が表示されます。
法定相続人の評価額は入力金額ではなく、非課税限度額(*1)控除後の金額が表示されます。

(*1) 非課税限度額 = 500万円 × 相続税法上の法定相続人の数

相続人表示

- ★：相続税法上・民法上両方の法定相続人
- ☆：民法上のみの法定相続人

相続財産の分割情報						
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人						
財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
自宅用の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0	0
事業用の土地・建物	2,400	0	2,400	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0
自社株(出資評価額)	16,000	0	16,000	0	0	0
上場株式・有価証券	2,000	0	0	2,000	0	0
預貯金	6,000	0	0	0	2,000	2,000
死亡退職金	5,000	5,000	0	0	0	0
生命保険金	0	0	0	0	0	0
自社法人への貸付金	2,600	0	2,600	0	0	0
その他の財産	1,000	1,000	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0
合計	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,000

※ 全ての相続人が表示されていない場合は画面をスクロールしてください。

※ 貸付金(出資評価額)は受取人となる相続人の欄に、借り手又は相続する自社保険受取人を入力してください。

※ ▲借入金等、借手欄が承認しない限り、法定相続分で分割して入力してください。

※相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額

これまで入力した基本情報、財産、各相続人の課税金額から各人の相続税のシミュレーション結果を表示します。

この画面から生前贈与による税額比較、生命保険を活用した税額比較、遺留分の侵害額、自社株の納税猶予額、二次相続の簡易計算、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することができます。

解説アイコン

連帯保証債務についての解説画面が表示

	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の相続財産額	52,600	14,000	30,600	2,000	2,000	2,000
各人の課税価格	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,000
各人の相続税額	6,135	1,192	3,578	340	340	340
実際の納付税額	4,942	0	3,578	340	340	340
手取り額	47,657	14,000	27,021	1,659	1,659	1,659
相続財産額に対する負担割合	9.4%	0.0%	11.7%	17.1%	17.1%	17.1%
換金性資産額	16,000	8,000	0	2,000	2,000	2,000
納税資金不足額	3,578	0	3,578	0	0	0

① 生前贈与 ② 一時所得形態 ③ 遺留分侵害額 ④ 納税猶予 ⑤ 二次相続 ⑥ 遺族生活資金 ⑦ 印刷用PDF

「不足額を補う生命保険金額」などが表示・非表示

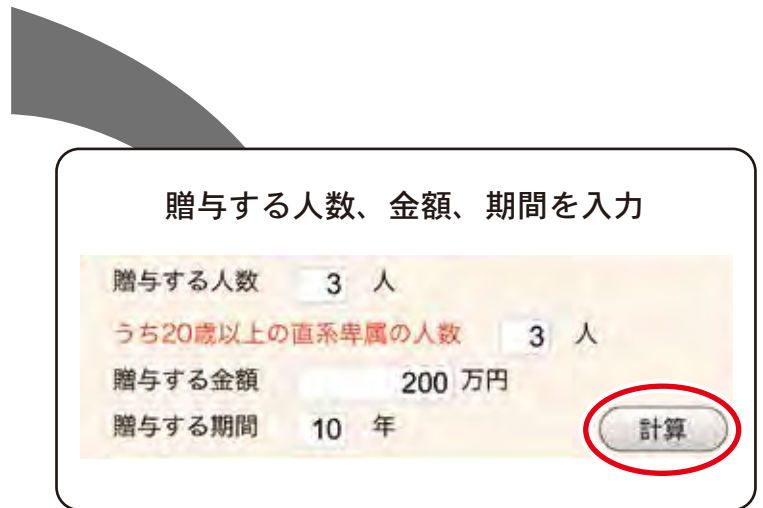
換金性資産額	16,000	8,000	0	2,000	2,000	2,000
納税資金不足額	3,578	0	3,578	0	0	0
不足額を補う生命保険金額	3,757	0	3,757	0	0	0
財源不足を補う生命保険金額	5,672	0	4,104	391	391	391

この結果を基に、現在加入している生命保険の見直しに入ります。
まずは保険証券の確認から始めましょう！

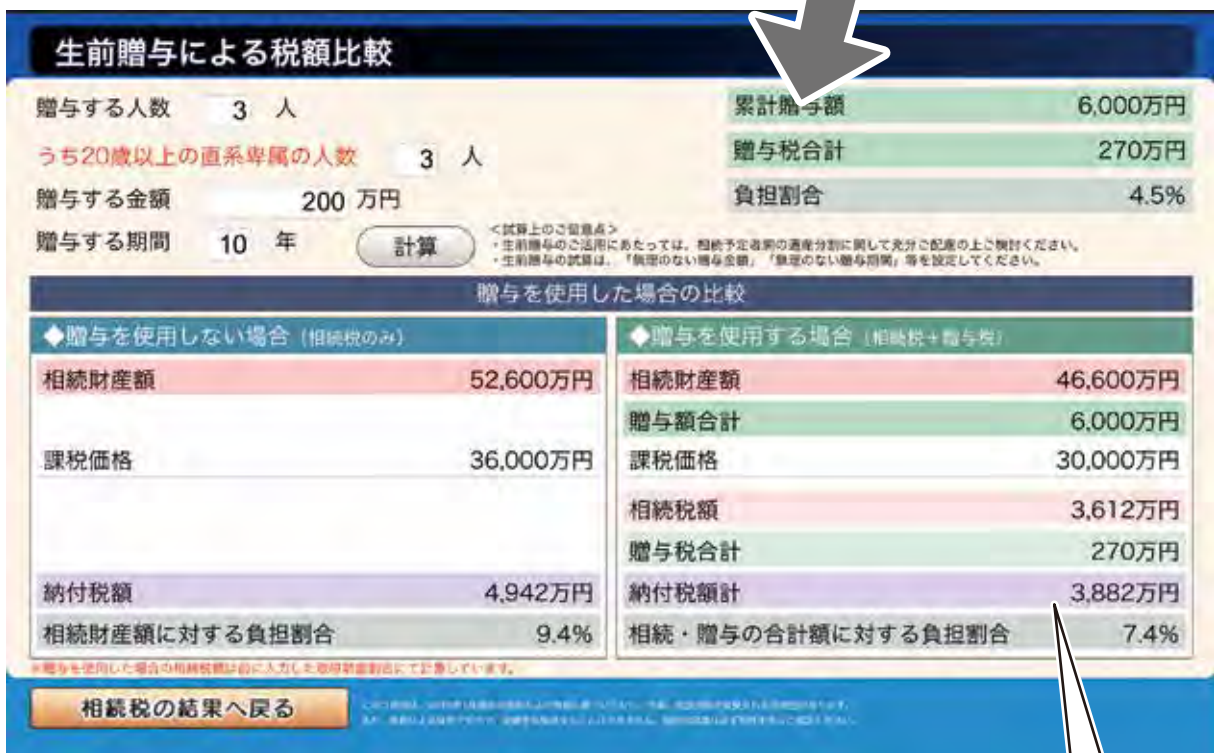
※ 相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

① 生前贈与による税額比較

ここでは、これから実行する生前贈与によって軽減される相続税額の計算ができます。基礎控除(110万円)を上回る贈与を実行した場合には、軽減される相続税額と贈与税合計の合計額(納税額計)と負担割合も表示されます。



[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示



生前贈与を使用する場合の納付税額

② 一時所得形態による税額比較

納税対策に生命保険を活用する場合、「相続型」と「一時所得型」でどちらが有利かを確認することができます。

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別(受取人ごとの) 納税資金対策>

保険金受取人: 息子1 新たに加入する保険金額: 4,000 万円
 元相続人の相続額: 34,600 万円 支払い保険料総額: 400 万円
 受取人の年間所得金額: 1,000 万円

相続型		一時所得型	
契約者	被保険者	契約者	被保険者
被相続人	被相続人	受取人	受取人
加入した保険金額を加えた相続財産	34,600万円	元の相続財産	30,600万円
上記に対応する相続税額 (A)	3,817万円	加入した保険金額	4,000万円
元の相続財産の相続税額 (B)	3,578万円	元の相続財産の相続税額と	4,200万円
保険金に対応する相続税額 (A-B)	238万円	保険金に対応する相続税額と	4,421万円
保険金部分の負担割合	6.0%	保険金に対応する税額 (B+C)	
		元相続人の相続税額 (B)	3,578万円
		保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 (C)	842万円
		保険金部分の負担割合	21.1%

保険金受取人: ★息子1 新たに加入する保険金額: 4,000 万円
 ※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。 支払い保険料総額: 400 万円
 受取人の年間所得金額: 1,000 万円 (収入 - 必要経費) [総合課税のみ]

計算

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別(受取人ごとの) 納税資金対策>

保険金受取人: ★息子1 新たに加入する保険金額: 4,000 万円
 ※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。 支払い保険料総額: 400 万円
 受取人の年間所得金額: 1,000 万円

相続型				一時所得型			
契約者	被保険者	受取人	保険金に対する課税	契約者	被保険者	受取人	保険金に対する課税
被相続人	被相続人	相続人	相続税	相続人	被相続人	相続人	一時所得
加入した保険金額を加えた相続財産			34,600万円	元の相続財産			30,600万円
加入した保険金額			4,000万円	加入した保険金額			4,000万円
(A) 上記に対応する相続税額 (A)			3,817万円	元の相続財産の相続税額と			4,421万円
(B) 元の相続財産の相続税額 (B)			3,578万円	保険金に対応する税額 (B+C)			
保険金に対応する相続税額 (A-B)			238万円	元相続人の相続税額 (B)			3,578万円
保険金部分の負担割合			6.0%	保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 (C)			842万円
				保険金部分の負担割合			21.1%

「相続型」の場合の
 保険金に対応する相続税額
 ≪ 計算方法 ≫は次のページ

「一時所得型」の場合の保険金に
 対応する所得税(一時所得)・住民税額
 ≪ 計算方法 ≫は次のページ

● 「相続型」の場合の保険金に対応する相続税額

《 計算方法 》

$$\text{保険金に対応する相続税額} = \text{A} \text{ 加入した保険金額を加えた相続財産に対する相続税額 (*1)} - \text{B} \text{ 元の相続財産の相続税額}$$

(*1) 非課税金額控除を考慮。

● 「一時所得型」の場合の保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額

《 計算方法 》

◎ 保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額

$$= \text{ (一時所得金額 + 年間所得金額) の所得税・住民税額 (*2) } - \text{ 年間所得金額の所得税・住民税額 (*2) }$$

- (*2) ・ 所得控除は基礎控除のみ適用して計算しています。
 ・ 所得税には復興特別所得税を含んでいます。
 ・ 住民税には均等割は考慮していません。

③ 遺留分侵害額

遺留分侵害額の計算は、相続税額の計算とは異なり、民法上の遺産分割に係る財産額で計算します。土地・建物については、小規模宅地の特例適用前の評価額(ステップ3で入力された財産額)が表示されますので、時価(実際の取引価格)を入力してください。

また、遺留分算定においては、相続人に対する生前贈与額を特別受益として持戻して計算されます。生前贈与額については、贈与時の価格ではなく時価(現在の価格)を入力してください。

上段：時価(実際の取引価格)を入力
 下段：小規模宅地適用前の評価額
 ステップ4で入力された評価額を基に、各人の分割割合を算出し、ステップ3で入力された財産額に対する分割額が自動計算表示

解説アイコン

遺留分侵害額						
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人						
財産の種類	合計額(万円)	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
自宅用の土地・建物	5,000	5,000	0	0	0	0
	5,000	5,000	0	0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	12,000	0	0	0
	12,000	0	12,000	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
上記以外の財産額	27,600	1,000	18,600	2,000	2,000	2,000
生前贈与額	0	0	0	0	0	0
相続+贈与	44,600	6,000	30,600	2,000	2,000	2,000
遺留分額	22,300	11,150	2,230	2,230	2,230	2,230
遺留分侵害額	6,070	5,150	0	230	230	230

※単位金額(千円・万円)未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

遺留分額と遺留分侵害額が自動計算表示

※ 相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

④ 納税猶予の活用

特例事業承継税制・一般事業承継税制の要件を満たしている場合にシミュレーションをおこないます。要件については、[要件確認]ボタン選択することをご確認できます。適用する納税猶予種別(Ⓐ Ⓑ Ⓒ)を選択すると、ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)およびステップ4「相続財産の分割情報」にて入力いただいた情報により、猶予される税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

ステップ3「相続財産の一覧」において、
入力された値を表示

The screenshot displays the '納税猶予の活用' (Tax Deferral Utilization) screen. At the top, it shows the date '2018年[平成30年]1月1日から'. Below this, a table lists inheritance assets:

後継者 ★子1	被相続人の持株数	16,000 株
	発行済株式総数	20,000 株
	後継者が既に取得している株式数	0 株

Below the table are three buttons for selecting tax deferral options:

- Ⓐ 贈与税の特例納税猶予を選択
- Ⓑ 相続税の特例納税猶予を適用
- Ⓒ 相続税の一般納税猶予を適用

A '要件確認' (Check Conditions) button is located to the right of these options. A callout box points to this button with the text: '特例事業承継制度・一般事業承継税制の要件に関する解説' (Explanation of conditions for special and general business succession tax systems).

At the bottom of the screen, a message states: '全ての要件を満たしているとして、シミュレーションを行います。上記のいずれかを選んでください。' (Assuming all conditions are met, the simulation will be performed. Please select one of the above.)

⚠ 注意事項

特例事業承継税制・一般事業承継税制を適用するにはいくつかの要件があります。概算シミュレーションの都合上、次ページに記載の2点に絞って条件設定しております。それらの条件が満たされていない場合、確認メッセージ、またはエラーメッセージが表示され、シミュレーションをおこなうことができません。ステップ3「相続財産の一覧」およびステップ4「相続財産の分割情報」での入力値をご確認ください。

【要件1】 同族過半要件

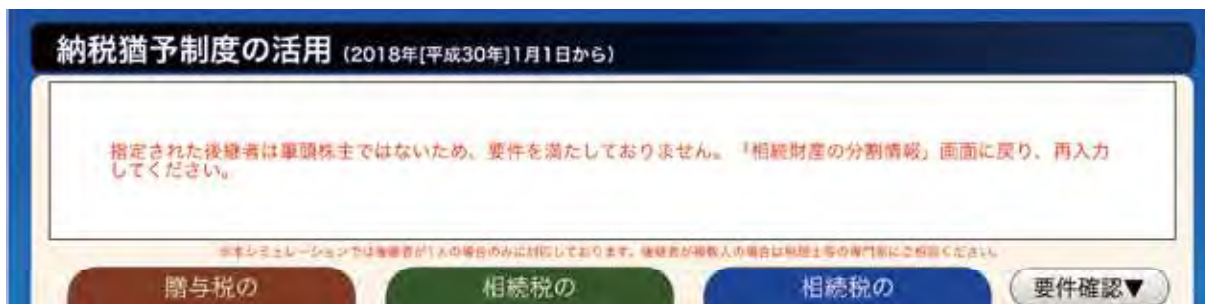
- 相続開始直前において、被相続人を含む同族関係者の保有割合が50%超となること。
この要件が満たされない場合、自社株の入力時にエラーメッセージが表示されます。
ステップ3「相続財産の一覧」での入力値をご確認ください。

保有株式数の入力は、シミュレーションの都合上、被相続人と後継者しか入力しませんが、他の同族関係者も含めて保有割合が50%超となる場合は、「はい」を選択



【要件2】 同族内筆頭株主等要件

- 後継者が同族の中で一番株数を保有していること。
この要件が満たされない場合、「納税猶予」ボタン選択時(ステップ5「各人の相続税額および納税資金不足額」参照)にエラー画面が表示されます。
ステップ4「相続財産の分割情報」での入力値をご確認ください。



④ 贈与税の特例納税猶予を活用した場合

ステップ4「相続財産の分割情報」に入力いただいた情報により、暦年課税を選択した場合と相続時精算課税を選択した場合の贈与税額と贈与税の特例納税猶予される税額の計算結果が表示されます。ここでは、受贈者である後継者には他に贈与がないものとして計算をしています。

納税猶予の活用 (2018年[平成30年]1月1日から)

後継者 ★子1
 被相続人の持株数 16,000 株
 発行済株式総数 20,000 株
 後継者が既に取得している株式数 0 株

贈与税の特例納税猶予を選択
 相続税の特例納税猶予を適用
 相続税の一般納税猶予を適用

ステップ4「相続財産の分割情報」において、入力された値を表示

上段：贈与税額
 下段：納税を猶予される額

贈与税の特例納税猶予を活用した場合
 贈与する自社株評価額 16,000万円

選択した課税方法	上記に係る贈与税額(※1)	納税を猶予される額
暦年課税を選択した場合	8,099万円	8,099万円
相続時精算課税を選択した場合	2,700万円	2,700万円

「特例贈与財産用」として計算(※1)

先代経営者が死亡した場合の取扱いについて

(※1) 贈与時の年の1月1日において後継者が20歳以上であり、
 後継者の直系尊属(祖父母や父母など)からの贈与として贈与税を計算

③ 相続税の特例納税猶予を活用した場合

[相続税の特例納税猶予を活用した場合]を選択。

ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)に入力いただいた情報により、相続税の特例納税猶予が適用される場合の税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

納税猶予の活用 (2018年[平成30年]1月1日から)

後継者 ★子1 被相続人の持株数 16,000株
発行済株式総数 20,000株
後継者が既に取得している株式数 0株

贈与税の特例納税猶予を選択 相続税の特例納税猶予を適用 相続税の一般納税猶予を適用 要件確認▼

相続税の特例納税猶予を活用した場合

	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付税額	3,578	340	340	340
猶予される税額	2,456	0	0	0
実際の納付税額	1,121	340	340	340

子1=後継者

子1の納付税額

子1の猶予される税額

子1が実際に納付する税額

詳細

[詳細]ボタンをタップすると詳細画面を表示

相続税の特例納税猶予 ★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人

	合計額・万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付税額	4,942	0	3,578	340	340	340
猶予される税額	2,456	0	2,456	0	0	0
実際の納付税額	2,485	0	1,121	340	340	340

※単位金額(千円・万円)未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

納税猶予の対象となる株式数は…
 [A]後継者が相続時に取得する株式数 16,000株
 [B]後継者が相続前から所有する株式数 0株
 [C]発行済株式総数 20,000株
 納税猶予の対象となる株式数(=[A]) 16,000株

納税が猶予される相続税額は…
 後継者 ★子1 3,578万円
 後継者の相続税額 2,456万円
 特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額 2,456万円
 納税が猶予される相続税額 2,456万円

戻る

◎ 相続税の一般納税猶予を活用した場合

[相続税の一般納税猶予を活用した場合]を選択。

ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)に入力いただいた情報により、相続税の一般納税猶予が適用される場合の税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

納税猶予の活用 (2018年[平成30年]1月1日から)

後継者 ★子1 被相続人の持株数 16,000株
発行済株式総数 20,000株
後継者が既に取得している株式数 0株

贈与税の特例納税猶予を選択 相続税の特例納税猶予を適用 **相続税の一般納税猶予を適用** 要件確認▼

相続税の一般納税猶予を活用した場合

合計額/万円	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付税額	4,942	3,578	340	340
猶予される税額	1,662	0	0	0
実際の納付税額	3,279	1,916	340	340

子1=後継者
子1の納付税額
子1の猶予される税額
子1が実際に納付する税額

詳細

[詳細]ボタンをタップすると詳細画面を表示

相続税の一般納税猶予 ★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人

合計額:万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付税額	4,942	0	3,578	340	340
猶予される税額	1,662	0	1,662	0	0
実際の納付税額	3,279	0	1,916	340	340

※単位金額 (千円・万円) 未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

納税猶予の対象となる株式数は…
 [A]後継者が相続時に取得する株式数 16,000株
 [B]後継者が相続前から所有する株式数 0株
 [C]発行済株式総数 20,000株
 (A+B) < (C×2/3) の場合 後継者が相続した株式数[A]
 (A+B) ≥ (C×2/3) の場合 発行済株式総数の3分の2から後継者が相続前から所有する株式を引いた数(C)×2/3-[B]
 納税猶予の対象となる株式数 13,334株

納税が猶予される相続税額は…
 後継者 3,578万円
 後継者の相続税額 3,578万円
 特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額 1,895万円
 特例の適用を受ける自社株20%のみを相続した場合の相続税額 232万円
 納税が猶予される相続税額 1,662万円

戻る

⑤ 二次相続の簡易計算

配偶者自身の現在所有する財産(一次相続で取得する以外の財産)の入力が可能なので、より正確な二次相続税額の計算ができます。

また、土地・建物については、二次相続時において小規模宅地の特例が適用できるかどうかを選択できます。

二次相続の簡易計算

A: 一次相続での配偶者の相続財産額 14,000万円

B: 二次相続において「小規模宅地の特例」が適用可・不可による差額分

自宅用の土地・建物 適用可 適用不可 ▲0万円

事業用の土地・建物 適用可 適用不可 ▲0万円

その他の土地・建物 適用可 適用不可 ▲0万円

C: 一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産 0万円
※配偶者自身が加入している保険金額(非課税金額の控除後)も含む

配偶者自身の現在所有する財産を入力

小規模宅地の特例が適用できるかどうかを選択

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

二次相続の簡易計算

A: 一次相続での配偶者の相続財産額 14,000万円

B: 二次相続において「小規模宅地の特例」が適用可・不可による差額分

自宅用の土地・建物 適用可 適用不可 ▲0万円

事業用の土地・建物 適用可 適用不可 ▲0万円

その他の土地・建物 適用可 適用不可 ▲0万円

C: 一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産 0万円
※配偶者自身が加入している保険金額(非課税金額の控除後)も含む

二次相続の課税価格 (A+B+C)	14,000万円
二次相続税額	1,560万円
一次相続税額	4,942万円
合計額	6,502万円

二次相続税額

二次相続時の小規模宅地の特例が適用できるかどうかの確認

⑥ 配偶者の遺族生活資金

配偶者が [いる] 場合、「配偶者の生年月日」「月間希望生活費」の入力情報と「配偶者が相続する換金性資産の合計額」により、算出した金額が表示されます。ただし、配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮していません。

また、配偶者の平均余命年数は女性の平均余命で算出しております。

配偶者自身の生年月日と月間希望生活費を入力

配偶者の生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日

月間希望生活費 45万円

計算

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

配偶者の平均余命は、厚生労働省から毎年公表される「簡易生命表(女)」より算出

配偶者が相続する換金性資産の合計額 8,000万円

配偶者の納付税額 0万円

配偶者の今後の生活資金 8,100万円

(月間希望生活費 45万円 × 12ヵ月 × 配偶者の平均余命 15年)

※平均余命は「令和元年簡易生命表(女)」より算出しております。

配偶者の今後の生活資金の不足額 100万円

※配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮していません。

遺族生活資金の不足額

この入力情報は、ステップ1「基本情報の入力」配偶者に関する質問画面『Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?』に反映されます。

⑦ 印刷用PDF

「表紙」「家族構成図」「相続財産の一覧」「相続財産の分割情報」「各人の相続税額および納税資金不足額」ページのPDFを作成します。

また、他のページ(「生前贈与による税額比較」など)は、印刷用PDF設定のポップアップ画面で選択することにより、PDFを作成することができます。

なお、相続人ごとの情報が表示されるページ(「相続財産の分割情報」など)は、1ページあたり5人分となり、相続人が6人以上の場合は複数枚作成します。

「一時所得形態による税額比較」PDFについては、相続人全員の分ではなく、保険金受取人を指定して計算されたページのみが対象となります。

※ 全て表示されない場合は表示エリア内を縦スクロールしてください

印刷用PDF設定

作成日 2021年1月15日

◀印刷用PDF作成ページ▶

- A** ◀表紙に記載される項目▶
- B** • 被相続人の家族構成図
- C** • 相続財産の一覧
- D** • 相続財産の分割情報
- E** • 各人の相続税額および納税資金不足額
- 上記以外で必要なページを選択
- F** 生前贈与による税額比較
- G** 一時所得形態による税額比較
- ※ 「一時所得形態」で数値入力された受取人を表示
- ★子1
- H** 遺留分侵害額
- I** 納税猶予
- J** 二次相続の簡易計算
- K** 配偶者の遺族生活資金

キャンセル 作成

PDFを作成したいページを選択

ここで表示される選択可能な相続人は、ステップ5「②一時所得形態による税額比較」で保険金受取人に指定して計算をおこなった相続人

[作成]ボタンをタップすると別タブに作成されたPDFが
A～**K**の順に表示 (PDF例は次ページ以降参照)

●必ず作成されるPDF例

Ⓐ 表紙

相続シミュレーション結果

様

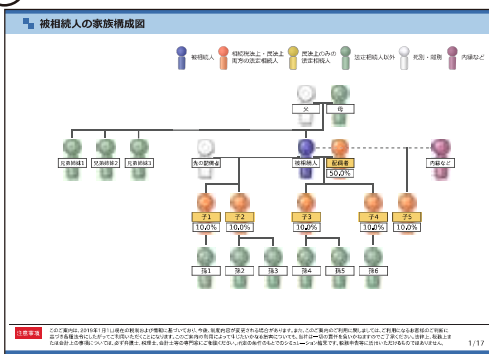
この機会に考えてみませんか？
あなたとご家族のこと！

作成日：2020年12月24日
会社名：
支社・支店名：
所在地：
電話番号：
担当者：

作成日は、
[作成]ボタンタップ時の年月日

※この画面は、2019年1月1日現在の相続税の計算結果に基づいており、今後、相続税の計算結果が変更される可能性があります。また、この画面には相続税の計算結果の概要のみが表示されており、相続税の計算結果の詳細については、相続税の計算結果の概要画面からご確認ください。また、この画面には相続税の計算結果の概要のみが表示されており、相続税の計算結果の詳細については、相続税の計算結果の概要画面からご確認ください。

Ⓑ 被相続人の家族構成図



Ⓒ 相続財産の一覧

相続財産の一覧

財産の種類	財産の所属の区分	財産額	相続評価額
自宅用の土地・建物	相続の財産に指定された財産	5,000万円	1,000万円
事業用の土地・建物	相続の財産に指定された財産	12,000万円	2,400万円
その他の土地・建物	相続の財産に指定された財産	0万円	0万円
株式会社（出資評価額）	相続の財産に指定された財産		16,000万円
上場株式・有価証券	相続の財産に指定された財産		2,000万円
貯蓄会	相続の財産に指定された財産		6,000万円
死亡退職金（※）	相続の財産に指定された財産	8,000万円	5,000万円
生存保険金（※）	相続の財産に指定された財産	0万円	0万円
自法人への貸付金	相続の財産に指定された財産		2,600万円
その他の財産	相続の財産に指定された財産		1,000万円
▲借入金等	相続の財産に指定された財産		0万円
合計		52,600万円	36,000万円

（※）死亡退職金：500万円×法定相続人の数（3人）

Ⓓ 相続財産の分割情報（※1）

相続財産の分割情報（2/2）

相続財産の分割情報（1/2）

財産の種類	評価額：万円	★妻	★子1	★子2	★子3	★子4
自宅用の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0	0
事業用の土地・建物	2,400	0	2,400	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0
株式会社（出資評価額）	16,000	0	16,000	0	0	0
上場株式・有価証券	2,000	0	0	2,000	0	0
貯蓄会	6,000	0	0	0	2,000	2,000
死亡退職金	5,000	5,000	0	0	0	0
生存保険金	0	0	0	0	0	0
自法人への貸付金	2,600	0	2,600	0	0	0
その他の財産	1,000	1,000	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0
合計	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,000

Ⓔ 各人の相続税額および納税資金不足額（※1）

各人の相続税額および納税資金不足額（2/2）

各人の相続税額および納税資金不足額（1/2）

各人の相続税額	合計額：万円	★妻	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の相続税額	52,600	14,000	30,600	2,000	2,000	2,000
相続税額に対する割合		26.6%	58.2%	3.8%	3.8%	3.8%
各人の納税資金	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,000

各人の納税資金不足額	合計額：万円	★妻	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納税資金不足額	16,600	7,000	8,600	0	0	0
納税資金不足額に対する割合		41.3%	51.8%	0%	0%	0%
納税資金不足額	16,600	7,000	8,600	0	0	0

（※1）相続人6人以上の場合は複数枚作成

● 選択状態により、作成されるPDF例

① 生前贈与による税額比較

生前贈与による税額比較	
贈与する人数	3人
うち2人以上の 直系尊属の人数	3人
贈与する金額	200万円
贈与する期間	10年
贈与税額	6,000万円
贈与税合計	270万円
負担割合	4.5%

<贈与を使用した場合の比較>	
贈与を使用した場合（相続税のみ）	贈与を使用した場合（相続税+贈与税）
相続財産額	46,600万円
贈与財産額	46,600万円
課税総額	30,000万円
相続税額	3,612万円
贈与税額	270万円
納付総額	3,882万円
相続税額に対する負担割合	7.4%

② 一時所得形態による税額比較

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別（受取人ごとの）納付割合対策>		
保命受取人 ★子1	新たに加入する保料金額	4,000万円
	受取人の保料総額	400万円
	受取人の年間所得金額 (収入×6割減額) (控除後の収入)	1,000万円

一時所得形態		一時所得形態	
受取人	保料総額	受取人	保料総額
受取人	受取人	受取人	受取人
加入した保料総額(支払元)相対割合	34,600万円	元の相対割合	30,600万円
上記に対応する納付総額【A】	3,817万円	加入した保料総額	4,000万円
元の納付総額の相対割合【B】	3,578万円	元の納付総額の相対割合と 保料総額に比する相対割合【B+C】	4,421万円
納付総額に比する相対割合【A-B】	238万円	元の納付総額の相対割合【B】	3,578万円
負担割合の負担割合	6.0%	納付総額に比する相対割合(一時所得) - 負担割合【C】	842万円
		負担割合の負担割合	21.1%

③ 遺留分侵害額 (*1)

遺留分侵害額 (2/2)						
財産の種類	評価額: 万円	※取得価	★子1	★子2	★子3	★子4
自営の 工業・店舗	5,000	5,000	0	0	0	0
事業用の 工業・店舗	12,000	0	12,000	0	0	0
その他の 土地・建物	0	0	0	0	0	0
上記以外の財産	27,600	1,000	18,600	2,000	2,000	2,000
生前贈与	0	0	0	0	0	0
相続+贈与	44,600	6,000	30,600	2,000	2,000	2,000
遺留分	22,300	11,150	2,230	2,230	2,230	2,230
遺留分侵害額	6,070	5,150	0	230	230	230

④ 贈与税の特例納税猶予

贈与税の特例納税猶予を活用した場合【平成30年(2018年)1月1日から】	
納税猶予の対象となる株式数は...	16,000株
納税が猶予される額(相対割合)...	16,000万円
納税が猶予される額(相対割合)...	8,099万円
納税が猶予される額(相対割合)...	2,700万円
納税が猶予される額(相対割合)...	2,700万円

⑤ 相続税の特例納税猶予 (*1)

相続税の特例納税猶予を活用した場合【平成30年(2018年)1月1日から】 (2/2)						
財産の種類	合計額: 万円	※取得価	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付総額	4,942	0	3,578	340	340	340
贈与される総額	2,456	0	2,456	0	0	0
実際の納付総額	2,485	0	1,121	340	340	340

納税猶予の対象となる株式数は...	
【A】 納税者が相続時に取得する株式数	16,000株
【B】 納税者が相続前から所有する株式数	0株
【C】 発行済株式数	20,000株
納税猶予の対象となる株式数【=(A)】	16,000株
納税が猶予される相続税額は...	2,456万円

⑥ 相続税の一般納税猶予 (*1)

相続税の一般納税猶予を活用した場合 (2/2)						
財産の種類	合計額: 万円	※取得価	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付総額	4,942	0	3,578	340	340	340
贈与される総額	1,662	0	1,662	0	0	0
実際の納付総額	3,279	0	1,916	340	340	340

納税猶予の対象となる株式数は...	
【A】 納税者が相続時に取得する株式数	16,000株
【B】 納税者が相続前から所有する株式数	0株
【C】 発行済株式数	20,000株
【A+B】 < (C×2/3) の場合	13,334株
【A+B】 < (C×2/3) の場合	16,000株
納税が猶予される相続税額は...	1,662万円

(*1) 相続人6人以上の場合は複数枚作成

● 選択状態により、作成されるPDF例

① 二次相続の簡易計算

二次相続の簡易計算	
A: 一次相続での配偶者の相続財産額	14,000万円
B: 二次相続において「相続財産の特別」の適用の有無による差額分 (「同居の親族」・「遺族」は特別の対象外) (「事業用の土地・建物」は特別の対象外) (「子の他、土地・建物の相続はありません」) 子の他、土地・建物の相続はありません	▲ 0万円
C: 一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産 (相続財産以外で所有する財産) (相続財産以外の財産)	0万円
二次相続後の相続財産 (A+B+C)	14,000万円
二次相続税額	1,560万円
一次相続税額	4,942万円
合計額	6,502万円

※この計算は、2020年1月1日現在の税率に基づいて算出されています。税率、控除額が変更される場合があります。また、この計算は「相続」のみを対象としており、贈与や信託などの財産移動については適用されません。また、この計算は「相続」のみを対象としており、贈与や信託などの財産移動については適用されません。また、この計算は「相続」のみを対象としており、贈与や信託などの財産移動については適用されません。

② 配偶者の遺族生活資金

配偶者の遺族生活資金	
配偶者が相続する現金性資産の合計額	8,000万円
配偶者の葬付費用	0万円
配偶者の今後の生活資金	8,100万円
月給保証生活費: 45万円 × 12ヶ月 × 配偶者の平均余命15年 ※平均余命は「令和元年国勢調査」に基づいて算出されています。	
配偶者の今後の生活資金の不足額	100万円
※配偶者自身の貯蓄金および遺族年金などを考慮しておらずに算出されています。	

※この計算は、2020年1月1日現在の税率に基づいて算出されています。税率、控除額が変更される場合があります。また、この計算は「相続」のみを対象としており、贈与や信託などの財産移動については適用されません。また、この計算は「相続」のみを対象としており、贈与や信託などの財産移動については適用されません。また、この計算は「相続」のみを対象としており、贈与や信託などの財産移動については適用されません。



<https://www.fp-school.com>

旬のテーマによるセミナー全国展開とお役立ちツールの提供

著作/制作：

株式会社 シャフト

〒531-0071 大阪府大阪市北区中津1-2-18ミノヤビル7F TEL.06-6375-8520 FAX.06-6374-7887

FP-210308